

高浜発電所 特定重大事故等対処施設における工事の進捗状況について

はじめに

令和元年6月12日の原子力規制委員会において、資料2「特定重大事故等対処施設が法定の期限内に完成しない場合の具体的な手続きについて」により、経過措置期間（3号機：本年8月3日、4号機：本年10月8日）が満了する日までに特定重大事故等対処施設（以下、「特重施設」という。）に係る使用前検査に「合格」しない場合は、発電用原子炉施設の使用の停止（冷温停止状態を継続）を命ずることが了承されている。

3, 4号機特重施設は、本年12月初旬の竣工に向け各種工事を実施中のところ、3, 4号機特重施設として共用する2号機設備が完成しない見通しである。

1. 特重施設の使用前検査に係る規制要求について

2号機の当該設備は、3, 4号機特重施設として設備を共用するものであり、現物の状態が工事計画書と一致するかの観点を踏まえると、本設備が完成しなければ3, 4号機特重施設として使用前検査の合格とはならない。

よって、規制要求「特重施設に係る使用前検査に合格していない発電用原子炉施設」に該当し、3, 4号機の使用停止解除の条件を満たさない。

2. 2号機設備の技術的な要件について

3, 4号機特重施設の工事計画の中では、緊急時制御室の居住性評価として最も厳しい条件として1号機から4号機運転中における同時被災を想定し、2号機の当該設備の機能を期待している。なお、3, 4号機の竣工を計画している12月初旬には、2号機には燃料を装荷していない。

また、この2号機が完成する2021年3月には、当該設備の機能に対して、使用前検査を受検する。

3. まとめ

2号機の当該設備が完成しないことにより、3, 4号機特重施設として使用前検査に合格とならない。ただし、この時点において2号機には燃料が装荷されていないことから、2号機の当該設備の機能は、3, 4号機特重施設竣工時に期待しているものではない。

以上